



事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 4 日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

健康食品の原材料として使用された成分（イボガイン）の取り扱いについて

今般、カナダ保健省（Health Canada）がイボガインを含む未承認の健康製品 Remogen の摂取による心拍異常の重篤な有害事象の国内報告を受けたため、カナダ国民に対し、重篤な健康リスクのおそれがあることを注意喚起している旨の情報を入手しました。

当該情報によると、イボガインはアフリカ産低木の根皮に由来する天然の薬効成分であるが、国際的に、本成分を含む製品に関連した死亡を含む重篤な副作用が報告されています。カナダにおいては、イボガインを含む健康製品は承認されておらず、カナダ保健省はイボガインを含む未承認の健康製品（① Remogen ② Ibo + Plus ③ Endabuse ④ Iboga）を販売業者 Phytostan Enterprise Inc. から押収し、また販売業者は販売中止と輸入停止に合意した旨の報告がされています。

日本におけるイボガイン含有食品の業としての輸入実績はありませんが、管轄の関係事業者及び消費者からの相談等に対し、健康被害を未然に防止する目的から情報提供していただくようお願いします。

なお、カナダ保健省の情報については、以下 URL で確認できます。

<http://healthycanadians.gc.ca/recall-alert-rappel-avis/hc-sc/2015/54378a-eng.php>

【照会先】

基準審査課新開発食品保健対策室
担当：岡崎（内線2491）
（電話代表）03(5253)1111
（電話直通）03(3595)2341